

労働災害無事故会員表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働災害の防止に顕著な成績を収めた一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会会員の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類及びその要件は、次のとおりとする。

- (1) 優良賞 労働災害事故が1年間発生していない会員。ただし、その前年に表彰された者を除く。
- (2) 優秀賞 労働災害事故が3年間連続して発生していない会員
- (3) 特別優秀賞 労働災害事故が5年間連続して発生していない会員及びその後引き続き5年以上発生していない会員

(表彰者の決定)

第3条 表彰者は、会員が提出する災害発生報告書及び労働災害無事故報告書に基づき、会長が理事会に諮って決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が労働安全衛生大会において行う。

- 2 表彰は、賞状及び記念品を授与することによって行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規程は、平成27年6月1日から施行し、第2条第3号の規定は同年1月1日から、同条第1号及び第2号の規定は平成26年1月1日から適用する。

表彰規程第5条に基づく実施細則

1 各賞ごとの無事故判定期間等

ア 期間は、暦年により計算する。

イ 各賞の判定対象の期間は、次のとおりとする。

- ・優良賞 その労働安全衛生大会の前年の1年間とする。
- ・優秀賞 その労働安全衛生大会の前年を含む連続する過去3年間とする。
- ・特別優秀賞 その労働安全衛生大会の前年を含む連続する過去5年間とする。

ウ 特別優秀賞受賞後、引き続き5年間無事故であったときも表彰を行うものとし、その後引き続き5年間無事故であったときも、同様とする。

2 決定手続き

表彰規程第3条の労働災害無事故報告書は、別記様式第1号のとおりとする。

3 表彰規程第4条第2項の賞状は、

別記様式第2号（優良賞）、様式第3号（優秀賞）、様式第4号（特別優秀賞）とする。

※様式第4号は、様式第3号に準ずるものとする。